

I 第6次総合計画後期基本計画 策定方針

(1) 策定の趣旨

1 策定の背景

本町は「箱根町第6次総合計画」を平成29年3月に策定しており、『やすらぎとおもてなしのあふれる町ー箱根』を町の将来像として、「1 皆が支えあう、誰もが元気なまちづくり」「2 未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり」「3 誰もが住みたくなる、より良い生活環境のまちづくり」「4 環境にやさしく、安全・安心なまちづくり」「5 癒しと文化を提供する観光産業づくり」、「6 行政の効率的経営と官民協働体制の強化」の6つの基本目標のもとに、これまで各種施策に取り組んできたところです。

前期本計画は、令和3年度に計画期間が満了を迎えることから、令和2年度、令和3年度の2か年で、後期基本計画を策定するものです。なお、本町では令和2年10月25日に町長選挙を予定しており、新町長の意向によっては基本構想部分の改定もあるものと想定しています。

2 基本的な考え方

令和4年度から5年間を計画期間とする後期基本計画は、基本構想で掲げた課題である人口減少高齢化の本格化、災害への備え、医療体制の整備、子育て環境の充実の4つの課題への対応を強化するとともに、SDGsへの取組や2025年問題など日本の社会経済状況が大きな転換期を迎える中で生じる様々な新たな課題へ対応することで、第6次総合計画の将来像である「やすらぎとおもてなしのあふれる町ー箱根」の実現に向けた計画とする必要があります。

一方、町の財政状況は、平成28年度以降、固定資産税超過課税を実施するなど厳しい状況であり、今後も財源不足の拡大が見込まれているため、持続可能な行財政運営の確立に向け、限られた財源のなかで、最大限の効果を上げられるような計画が求められています。

これらを踏まえ、策定にあたって重視する3つの視点は、次のとおりです。

(1) 町民にわかりやすい計画づくりと協働で取り組む視点

計画に記載する取り組みは、何をするのか、何故するのか、といった町民にもわかりやすい記載の仕方を工夫するとともに、町民との協働につなげられるよう、町民と同じ情報を共有し、町も町民も同じ方向を向いて活動できるようなプランとします。

(2) 国際観光地という地域特性や強みを生かし、活力あるまちであり続ける視点

大きなうねりになりつつあるSDGsの視点を取り入れ、国際的なアピールにつなげるとともに、活力あるまちであり続けるため、愛着を持った若者の定住や魅力的な働く場の確保などを念頭に置いて取り組みます。

(3) 限られた財源で効果的な施策展開や進捗管理により行政の持続可能性を高める視点

選択と集中の考え方を取り入れ、限られた財源の中で最大の効果が発揮できるよう進めるとともに、PDCAの中で、できた理由やできなかった理由を大事にした「C」、それを次につなげる「A」を重視した進行管理に取り組みます。

(2) 基本的事項

1 計画の位置付け

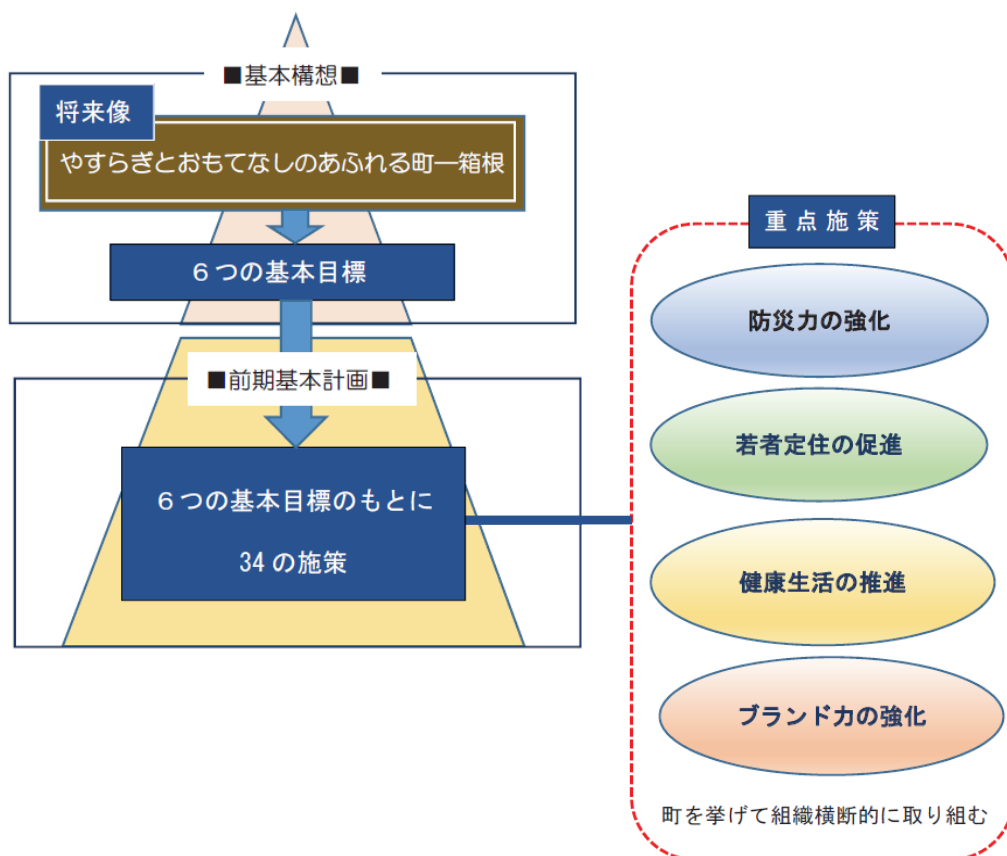
地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行（平成 23 年 8 月 1 日）により、市町村の基本構想策定義務（改正前の地方自治法第 2 条第 4 項）が撤廃されましたが、本町においては、箱根町自治基本条例第 16 条に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、自治基本条例に定める自治の基本理念にのっとり、総合計画を策定するものとします。

第 6 次総合計画前期基本計画では、人口減少など、社会経済環境の大きな変化の中で本町が持続的な発展を図れるよう、町の将来像の実現に向けて、町と住民・事業者が共同で取り組んでいきます。

2 総合計画の構成

計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画とし、一体的に策定作業を進めます。

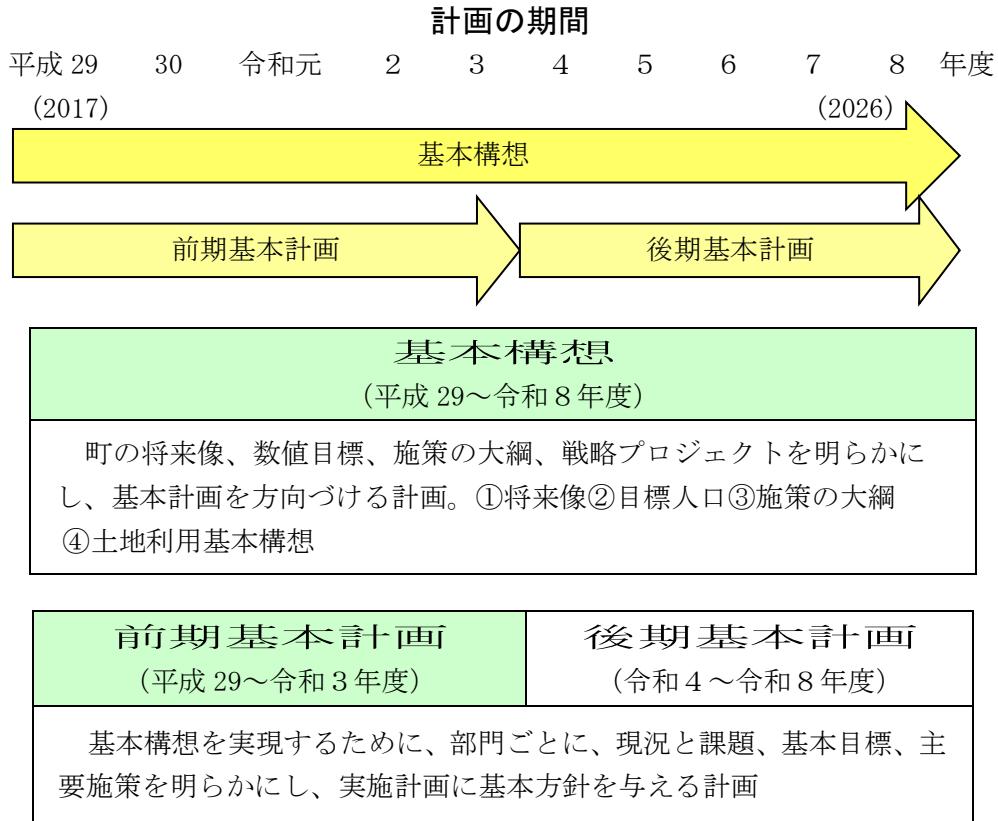
【基本構想・基本計画・実施計画の体系】



3 計画期間

基本的な計画期間と計画の内容は次のとおりです。

基本構想	平成 29(2017)年 4 月 1 日～令和 9 (2027)年 3 月 31 日
前期基本計画	平成 29(2017)年 4 月 1 日～令和 4 (2023)年 3 月 31 日
後期基本計画	令和 4 (2023)年 4 月 1 日～令和 9 (2027)年 3 月 31 日



4 基礎的調査等の実施

以下の手法により、基礎的調査を進めていくものとします。

① 社会動向の調査・分析（令和2年8月～実施）

「時代の潮流を表すキーワード集」や、「After コロナの予測集」を作成し、社会動向をまとめます。「必要な視点の共有＝スタートラインの共有」により、円滑に策定作業を進めることができます。

② 町の現状把握・分析（令和2年8月～実施）

各種統計資料により、過去からの推移、現状をまとめます。

下記のような内容を想定しています。

項目	収集データ例
1. 人口構造・推移	・人口推移（年齢層、地区） ・人口動態、移動 ・人口推計値（提供） 他
2. 財政状況	・歳入、歳出 ・経常的経費、決算状況 他
3. 健康・福祉	・保育施設数、定員、利用数 ・高齢者数 ・医療、介護、福祉施設数、定員利用数 ・被保険者数、認定者数（率） ・実績医療費・介護給付費 ・健診受診率 他
4. 環境	・温室効果ガス排出量（部門別） ・ごみ排出量、リサイクル量 ・都市公園数、面積 他
5. 産業	・就業人口（全体、増減、産業別） ・労働力率、失業率 ・商品販売額、売場面積 ・店舗数、事業所数 ・製品出荷額 ・農林漁業産出額 他 等

③ 類似・周辺地域との比較・分析（令和2年8月～実施）

類似自治体・周辺自治体などとの比較を行い、箱根町の現在の位置を明らかにします。下記のような内容を想定しています。

5. 財政

A市の財政力指数は2017年に●●で、・・・・。類似自治体と比較すると、経常収支比率が高く、経常的な支出に縛られやすい傾向にある。一方、実質公債費比率や将来負担比率は低く、中長期的な財政運営は比較的順調に行われている。

【類似自治体別】主要財政指標（2017年）

	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	人口あたり職員数	人口1人あたり人件費物件費等の決算額	ラスパイレス指数
		(%)	(%)	(%)	(人)	(円)	
A市	0.97	90.5	4.4	0.0	7.44	115,442	88.9
B市	0.78	90.6	6.7	40.7	7.06	105,307	96.9
C市	0.89	83.5	6.7	30.5	6.41	107,631	99.6
D市	0.71	97.5	1.6	15.2	11.35	141,422	88.4
E市	0.49	90.9	8.4	158.6	10.73	151,138	91.4
F市	0.92	85.8	4.4	9.2	11.44	177,670	103.6

【出典】総務省「地方財政状況調査関係資料（財政状況資料集）」

④ 進捗状況の整理（令和2年9月～実施）

前期基本計画の34の施策について、これまでに実施してきた施策評価シートの内容を整理します。

⑤ 首長インタビュー（令和3年2月実施）

計画策定のバックボーン（裏付け）とします。町民が町政を託した首長の想い、理想、今後の展望などをまとめます。

5 町民参画手法

以下の町民参画手法により、計画策定を進めていくものとします。

① 町民ワークショップの実施（令和2年10月～実施）

本ワークショップは、アンケート等では把握が難しい住民の想いや課題の背景を把握するとともに、住民の主体性、まちづくりへの興味・関心を高めることを目的として実施します。特にSDGsとまちづくりをテーマに検討いただく予定です。

なお、本町と包括連携協定を結んでいる横浜国立大学又は星槎大学との連携を模索してきましたが、コロナの影響で学生の参加が難しく、ワークショップでの連携は見送ることとします。町民ワークショップは令和2年度に3回の開催を予定しています。

② 関係団体・有識者ヒアリングの実施（令和2年11～12月実施）

町内で活動する各種団体やまちづくりリーダーなど有識者の今後の活動意向や、行政への要望などを把握し、後期基本計画作成に反映します。

1. ヒアリング対象候補リストを作成
2. ヒアリング事前シートの送付・回収
3. 事前シートの内容の確認・アポイントメント（ヒアリング対象者、日時を確定）
4. ヒアリングの実施

③ 町民アンケート調査（令和2年9月～令和2年10月実施）

町民アンケート調査を実施し、まちづくりに対する認識・評価や、今後の施策に対する要望等を把握し、計画に反映させます。

- （ア）対 象：箱根町民 1,500 人
- （イ）抽出方法：無作為抽出
- （ウ）調査手法：郵送法
- （エ）設問項目：分野別住民サービスへの評価、防災対策、産業政策、SDGs 等

④ パブリックコメントの実施（令和3年度実施）

策定する計画が今後のまちづくりの活動規範となることから、基本計画案についてパブリックコメントを実施し、町民からの意見を幅広く求め、提出された意見を参考にして計画を修正します。

⑤ 総合計画審議会（令和2～令和3年度実施）

住民の代表者や有識者、各種団体の代表、公募委員等からなる総合計画審議会を設置し、町長からの諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議を行います。

⑥ 議会との連携

アンケート結果の報告、基本構想案・基本計画案の説明など、町民の代表である議会との十分な意見交換を行います。議会は、基本計画案について、議決します。

6 職員参画手法

以下の職員参画手法により、計画策定を進めていくものとします。

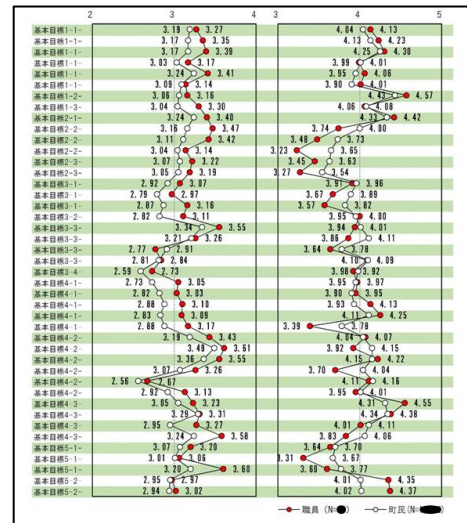
① 職員アンケート調査（令和2年10月～令和2年11月実施）

町民アンケート調査をベースとした調査内容で職員のアンケート調査を実施します。前期基本計画の34の施策を用いて、職員の立場としての満足度や重要度を回答してもらい、町民に対するアンケート結果と比較し、町民目線とのズレを見える化します。

また、定員管理や組織運営等、行政内部の課題把握と解決に向けた設問も設けます。

調査は、以下の2点を踏まえた設問を設計し、分析を行います。

- (ア) 分野別住民サービスへの評価
- (イ) 定員管理や組織運営等
 - A) 対象：箱根町役場職員
 - B) 抽出方法：全数
 - C) 調査手法：WEB上での調査



② 職員向け講座（令和3年4月実施）

SDGsに関する基礎的な知識を学び、今後の各種施策、事業展開に活かせるよう、職員向けのSDGs講座を開催します。SDGsができた背景、内容、ゴール・ターゲット・指標の関係性等を学ぶ機会とします。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



7 庁内体制

庁内における計画策定作業は、以下の組織を中心として進め、職員の政策立案力と住民との協働能力の向上を図ります。全職員は総合計画が本町の最上位計画として行政運営の基本方針となることを認識し、組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、創意と英知を結集し、計画策定にあたるものとします。

① 総合計画策定本部

副町長、教育長及び各部長等で構成し、総合計画策定委員会で作成した総合計画素案及び案等を審議し、承認を行う。

② 総合計画策定委員会

課長職で構成し、策定本部に提出する必要な事項について、協議・調整を行います。

③ 庁内ワーキンググループ

各課等からの推薦者で構成し、町民の声を反映させた計画素案を練るため、ワークショップ等にも参画するとともに、総合計画素案の作成にかかる必要な資料等の収集及び提供などの具体的な作業を行います。

④ 事務局（企画課）

事務局を企画課に置き、計画策定に関する全般の調整と庶務を行います。

⑤ 町長

町民ワークショップや、町民アンケート等の調査結果を報告して意見をいただくとともに、計画へ反映する視点や具体的な取り組み等をインタビューで把握します。

⑥ 議会との連携

アンケート結果の報告、基本計画案の説明など、町民の代表である議会との十分な意見交換に努めます。